

海事協通信

2016年3月号

今年もあっという間に2ヶ月が過ぎ3月になりました。
冬の始まりは札幌も雪が少ないと感じていましたが、結局例年と変わらない雪の量です。
3月といえばひな祭り、そして卒業シーズンでもあります。
皆様の周りには関係する方もいらっしゃいますか？
また、今月は年度末で決算等何かと慌ただしい時期に入っていると思いますが体調を崩さずお過ごし下さい。



外国人実習現場7割違反！

1月27日の北海道新聞にこのようなタイトルの記事が掲載され、2月1日の社説でも同様の記事が掲載されました。

内容は2014年に北海道労働局は技能実習生を受入れている実習実施機関125カ所を調査し、内91カ所(7割)で「賃金未払い、安全基準違反、無届での残業」等の法令違反が見つかったという内容と違反が常態化しているため、法改正を機に監督組織を設置し取り締まりを強化するとの内容です。

今年は技能実習制度改革に向けた法案成立が確実視される中、このような記事が掲載されたことはマイナスイメージで非常に残念です。

受入企業の皆様は日頃から法令順守に努めていただいておりますが、適正な受入れを再確認し「優良機関」を目指しましょう！

昨年配布しました各社関係資料を綴ったファイルの更新もお忘れなくお願いします！



1月27日道新掲載記事(右) 2月1日道新「社説」(左)

「不正行為事実の報告書」提出時の留意点について

技能実習生に対し賃金支払時に不足が発生した場合、その他法令違反があった場合「不正行為事実の報告書」として入国管理局に報告しなければなりません。

昨年11月に入国管理局より報告書は、監理団体と実習実施機関が連名で提出するよう指導を受けておりますのでご協力をお願いします。

不正行為事実の報告書サンプル

平成 年 月 日

札幌入国管理局長 殿

監理団体	〇〇〇〇協同組合	
	理事長 〇〇〇〇	印
実習実施機関	株式会社〇〇〇〇	
代表者名	代表取締役 〇〇〇〇	印
所在地	△△△	
電話	□□□	
FAX	×××	

不正行為事実の報告書(経過)

外国人の技能実習(研修)に係る不正行為を行ったので、下記のとおり報告します。

発生日	
発生場所	
不正行為の種類	技能実習1号 イの表に掲げる不正行為 ()
	技能実習1号 ロの表に掲げる不正行為 ()
	研修 の表に掲げる不正行為 ()

写真撮影にご協力願います！

今年は技能実習制度改正法案が成立後、監理団体・技能実習実施機関を監理監督する公的機関が発足し、監理団体や受入企業に対する「取り締まり」、「優良認定」、「技能実習計画の認定」が主な業務内容となります。

そのため、現在のところ技能実習計画は直接入国管理局に申請し許可を得ていますが、今後は**新組織が認定したのみを入国管理局が受け審査すること**となります。

当組合では現在各社の技能実習計画内容をわかりやすくするため、独自に作業内容等を写真付きフローチャートを作成し技能実習契約書とともに入国管理局へ申請しておりますが、今後は全社が新組織から認定されるよう、更にわかりやすい内容に改訂し法改正に向けた準備に取り進めていきます。

そのため、今年4月から受入企業全社に対し作業内容、企業情報も含めた関連写真の撮影を実施致しますのでご協力をお願いします。

《技能実習生入国時の申請から許可までの流れ》

現 状: 監理団体・受入企業が作成 → 入管に申請(在留資格) → 許可

改正後: 監理団体・受入企業が作成 → 新組織へ申請(技能実習計画) → 認可 → 入管に申請(在留資格) → 許可

ミャンマー現地視察報告！



実習生送出国としてここ数年ベトナムからの受入れが増加傾向にあります。

当組合では将来に向け中国・ベトナム以外の第3国からの受入れも検討しなければならないと考え、この度その候補の一つと考えている「ミャンマー」を訪問し、技能実習生受入れを視野に現地視察を実施しました。

ミャンマーとはどのような国か？についての紹介と視察状況も含め報告させていただきます。

ミャンマー連邦共和国(正式名称)

- ①人 口：5,141万人
- ②首都：ネーピードー(2006年にヤンゴンから遷都)
- ③通貨：チャット(10,000円→約100,000チャット)
- ④公用語：ビルマ語
- ⑤民族：ビルマ族 他135民族
- ⑥宗教：仏教85%、キリスト教4%、イスラム教4%、その他7%



〈托鉢の様子〉

技能実習生受入れの可能性を探るため、今回初めてヤンゴンにある送出機関3件を訪問しました。

ミャンマーは中国やベトナムに比べ、派遣している技能実習生数も少なく送出国としてはまだまだ発展途上ですが、今後技能実習生送出国として注目される国であり、各送出機関ではたくさんの実習生候補者が事前講習を受講、候補者はみんな真剣で目が輝いており、「日本に行きたい！」という熱意がとても伝わってきました。

特に印象に残ったのは候補者の自己紹介です。教科書の暗記や教師から指導されたマニュアルどおりの内容ではなく、自分で考え、自分が話したいことを伝える自己紹介は、それぞれオリジナリティーがあり、吉村専務も感動のあまり涙を流していました。

また、仏教の教えから人に対し優しく接すること、貧しい人を助けるのは当たり前という精神が根付いているため、短い滞在日数でしたが街を歩いても「人にやさしい！親切だ！」と感じる国でもありました。治安も非常にいいようです。

日本に対しての憧れも強く親日国としても有名であり、自動車のほとんどが日本の中古車、聞くとところによるとミャンマーは日本の中古車輸出相手国1位、街中の車が日本車で、しかも日本で走っていたそのままの状態で使用されていました。

今回の視察で、将来ミャンマーからの実習生受入の可能性は十分あると考えますが、母国語相談員をどうするか？等の課題もあることから今後も受入実現に向けた情報収集、体制の整備を継続したいと考えています。



日本語学習に励む候補者



吉村専務感涙の自己紹介



日本文化とのふれ合い(盆踊り)



ヤンゴン市内の様子



ミャンマー料理(カレーが中心)



日本の中古バス

法律事務所便り 育児・介護と仕事の両立に向けて

「イクメン」の認知度が高まり、男性の育児休業取得が話題となっています。しかし、男女問わず育児と仕事の両立には様々なハードルがあるのが現実です。他方、高齢化の急速な進行に伴い、介護のために退職せざるをえない「介護離職」の増加も指摘されています。

育児や介護と仕事をうまく両立する働き方の実現のためには、どうしたらよいでしょうか。今月から数回に渡り、育児・介護休業法をご紹介します。

育児・介護休業法により、男女を問わず、1歳未満の子を養育する労働者は、育児休業を取得することができます。父母がともに育児休業を取得する場合には、子が1歳2か月になるまで育児休業を取得できます（パパ・ママ育休プラス）。日々雇用される従業員は育休取得の対象となりませんが、有期契約社員についても1年以上継続雇用され、その養育する子が1歳に達する日をこえて引き続き雇用されることが見込まれる従業員は育児休業の申し出ができます。

育児休業中の賃金は、特別の合意がなければ無給ですが、雇用保険制度から育児休業給付金を受け取ることができます。

あおば法律事務所 弁護士 伊藤 絢子